

Weekly Report

第634号
令和4年1月17日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

電子取引の保存に関する宥恕措置 Q & A

今月から施行された改正電子帳簿保存法により、請求書や領収書等の取引情報の授受を電子データで行う「電子取引」に該当する場合、その取引情報は保存要件に従って電子データのまま保存しなければならないとされましたが、対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き出力した書面等による保存も認める2年間の宥恕措置が講じられました。

◆ Q & A

Q. 対応が困難な事業者に対する宥恕措置とは？

A. 令和4年1月から令和5年12月までに行われた電子取引データは、要件に従って保存をすることができないことについて「やむを得ない事情」があり、かつ、税務調査等の際に、「その電子データを整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面の提示又は提出することができる」場合は、出力書面による保存も認められます。

Q. 「やむを得ない事情」とは？

A. 電子取引の保存に係るシステムや社内ワークフ

ローの整備が間に合わないなど、要件に従って保存する準備を整えることが困難な場合が該当します。

Q. 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力された書面の提示又は提出」とは？

A. 書面により作成される場合に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいい、税務調査等の際、税務職員の求めに応じて、その電子データの出力書面を提示又は提出できるようにしておきます。

Q. 事前に申請等は必要？

A. やむを得ない事情などは、税務調査等の際に必要なに応じて確認するため、事前の申請等は不要です。

一定の財産を保有する方は調書の提出を

昨年末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、国外財産の種類や価額などを記載した国外財産調書を、3月15日までに提出する必要があります。

また、所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、その年分の所得金額(退職所得を除く)が2千万円超であり、年末時点で3億円以上の財産又は1億円以上の有価証券等を有する方は、財産の種類や価額などを記載した「財産債務調書」を提出する必要があります。

なお、令和4年度税制改正により、財産債務調書は令和5年分から、年末時点で10億円以上の財産を有する方も提出義務者となります。

確定申告会場の入場は整理券が必要

新型コロナの感染リスクを軽減するため、e-Taxによる申告が推奨されていますが、税務署等の確定申告会場に行く場合、会場への入場は時間枠を区切った「入場整理券」が必要となります。また、入場時に検温が実施され、37.5度以上の発熱がある場合などは入場できません。

なお、入場整理券は各会場で当日配布される他、LINEによるオンライン事前発行もできます。

★納期の特例を受けている企業の源泉所得税(7月～12月分)の納付期限は1月20日(木)です。